

東広島市立中黒瀬小学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第一条 この規定は、本校の教育目標の達成のため、生徒指導について教職員並びに保護者の共通理解による効果的な実施を図る観点から必要な事項について定めるものである。

(定義)

第二条 この規則で「生徒指導」とは、問題行動への対応だけではなく、児童一人一人の心を育て、それぞれの人格のよりよき発達をめざすとともに、将来、社会において自己実現ができるよう指導・援助することをいい、教育活動の全体を通じて行うものである。

(教職員の基本姿勢)

第三条 生徒指導を進めるに当っては、次の点を教職員の基本姿勢とする。

- 一 生徒指導は児童との「のぞましい人間関係」や「信頼関係」を基盤に行う。
- 二 すべての教職員が生徒指導の重要性を認識し、共通の理解の下、同じ判断基準を持って行う。
- 三 教職員自らが指導すべき項目について「率先垂範」「模範」を示して行う。

第2章 指導内容「学校生活」に関するきまり

(登下校)

第四条 登下校については、社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をさせる。

- 一 通学班での登下校を原則とする。集合時刻、歩道のマナーを守り通学路を通る。
原則として、特別支援学級の児童については、安全確保のため、車での送迎、または保護者付き添いによる登下校とする。
- 二 スクールバス、公共交通機関による通学は、安全や他の利用者の迷惑にならないようにする。

2 守られない場合、交通班会議、個別指導を行う。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第五条 登校・遅刻・欠席・早退・外出について、次のことを指導し、規則正しい生活習慣をつくる。

- 一 登校時刻は7時40分から8時00分までとし、8時15分の始業まで準備をして過ごす。
- 二 欠席の場合 8時までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- 三 遅刻の場合 8時までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。
- 四 早退の場合 家庭の事情で早退する場合、保護者がその理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）をあらかじめ学校に連絡する。
- 五 途中の外出 原則、登校したら校外には出ない。家庭の事情で外出する場合、保護者がその理由、時刻、外出時の方法（送迎する人や手段等）をあらかじめ学校に連絡する。

2 無断欠席、無断外出などの場合、保護者と連携し、児童の個別指導を行う。

(基準服、身なり等)

第六条 校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める基準服を正しく着用する。

2 服装

- 一 基準服は、上着は紺色の長袖、紺色半ズボン、紺色吊りひもスカート（丈は、ひざが隠れる長さ）、白色のカッターシャツ、ブラウス、ポロシャツとする。すそはズボンやスカートの中に入れる。
- 二 靴下は、白色とする。（ワンポイントは可能）くるぶしが出るローソックスやルーズソックス、オーバーニーソックスは禁止とする。
- 三 通学靴は、白色運動靴とする。（ワンポイントやラインは不可）雨天時や降雪時は、長靴（色は指定しない）を使用してもよい。
- 四 通学時の帽子（黄帽）は、学校指定のものを必ず着用する。

3 その他の身なり

- 一 上履きは、学校指定のものを使用する。
- 二 名札は、学校指定のものを必ずつける。
- 三 セーター・ベストは、黒色又は紺色とする。
- 四 防寒着

寒いときには、ウインドブレーカー、手袋、マフラー等を着用することができるが、耳あては禁止する。(申し合わせ事項 耳、口を出す。フードをかぶらない。)

また、原則冬季(12月～3月末) 黒色又は紺色のジャージを着用することができる。生地については、綿パンや音の出るものは着用してはいけない。

4 頭髪

学習や運動にふさわしく、清潔な髪型や長さ（目にかかるない長さ）とする。

- 一 肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで1～2か所で束ねる。赤白帽子などをかぶりやすくするために、結ぶ位置を考えて結ぶ。
- 二 ヘアピンは、黒、紺、茶色のもので1～2か所でとめる。
- 三 髪の染色・脱色・着毛・整髪料については禁止する。

5 持ち物

持ち物には、必ず記名し、学校に関係ないものは原則持ち込まない。

- 一 化粧・装飾・装身具など児童として不要な物については、身に付けない。例として、口紅（色付きリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類、マニキュア等の爪や皮膚への装飾、ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具、眉毛のそり落とし、睫毛の加工等。

身に付けていた場合、外させ、一旦預かり別途保護者に指導した内容を伝え、返す。なお、髪形等については、保護者と連携して改善を依頼する。

- 二 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。例として、携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品。

(いじめ)

第七条 「いじめ」とは、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいい、おこった場所は学校の内外を問わない。

- 2 いじめは、人として絶対に許されない行為であり、また「いじめを見て見ぬ振りをすること」は、いじめることと同じく絶対に許されないことである。
- 3 いじめの指導に当たっては、いじめられている児童の立場に立って行う。
- 4 いじめの根絶、再発防止に当たっては、教職員の児童観、生徒指導観が問われ、学級経営の方を基本として行う。

(その他)

第八条 その他、次のきまりを設ける。

- 一 廊下は右側を通り、走らない。
- 二 教室や廊下では、静かに過ごし、暴れたり大声を出したりしない。
- 三 学校においては、ニックネームや呼び捨てでは呼名しない。

第3章 指導内容「校外での生活」に関するきまり

(校区外の生活)

第九条 校区外の生活については、社会生活上の決まりを守ることに加え、中黒瀬小学校の児童として決められたきまりを守ること。

2 遊び場所、帰宅時刻

- 一 川や池、駐車場など、危険な場所では遊ばない。保護者同伴の場合、保護者判断とする。
- 二 帰宅時刻 夏季（5月～9月）17時30分 冬季（10月～4月）17時に家に着く。
- 三 児童だけでの校区外、市外への外出、外泊はしない。
- 四 児童だけで商店、スーパー、ゲームセンターなどに入りしない。

3 自転車の乗り方

自転車に乗る時は、必ずヘルメットを着用する。公道での自転車使用は、原則第4学年からとする。安全に乗ることができない児童については、この限りではない。

4 その他、次の項目について禁止する

- 一 法令・法規に違反する行為 例として、万引き、落書き、器物破損、暴力行為（対教師、生徒間、対人）、飲酒・喫煙及び準備行為（購入、所持）、金品強要、無免許運転及び同乗、暴走族等、い集団への加入及び参加 等
- 二 その他、不適切な行為 例として、家出及び深夜徘徊、無断アルバイト、不健全娯楽や不純異性交遊 等
- 5 第2項3項について違反した場合、保護者と連携して個別指導を行う。第4項については、警察、教育委員会などの関係機関との連携を行ったうえで、出席停止を含む懲戒の措置を検討するとともに保護者と連携して再発防止に取り組む。

第4章 生徒指導上の問題に対する指導

(問題行動への対応、指導)

第十条 重大な問題が発生した場合の基本的な対応について次のとおりとする。なお、具体的な問題行動に対する対応については、別途定める。

- 一 適切な初期対応と事実確認をおこなう。問題行動発生時に、その場で問題であることを指摘するとともに、5W1Hに基づく正確な事実確認を複数教員で行う。
- 二 迅速な報告、連絡、相談をおこなう。問題行動発生時、事案の概要が確認できた段階で勤務時間の内外に関わらず、直ちに管理職に報告する。
- 三 指導方針を決定する。管理職、生徒指導主事、関係の教職員により児童への指導内容、保護者対応、その他必要な項目について方針を定め、実施に移す。
- 四 市教委への報告 報告のタイミングは、事案によって異なるが、事実確認が済んだ段階で第一報をいれ、詳細が分かった段階で文書で報告する。その後の報告は、市教委の指示に従う。
- 五 特別な指導並びに説諭を行う。望ましい行動変容を導き出すために別室等詳細な事実確認、自分の行ったことについての反省、今後の誓いなど、個別に指導を行う。その際複数教員で対応する。また、必要な記録を取る。
- 六 保護者連携を行う。反省が認められた場合、帰宅させ保護者に対して自分の口から「誤った行動の事実、反省と今後の誓い」等を述べさせ、その後事実確認を行った担任等から「事実確認の内容と児童が報告した内容に差異がないか」確認するとともに、「特別な指導」の内容、今後の保護者への協力依頼を伝える。必要に応じて、自宅もしくは学校等を会場として行う。
- 七 「出席停止」等の懲戒を運用する。教職員による最大限の努力を行っても性行不良が解決せず、他の児童の教育に妨げがあると認めるときは、「東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」第十二条に基づき、「出席停止」の措置を求めて東広島市教育委員会に事案の報告を行う。
- 八 事案の終結 事案や対応についての課題整理を行うとともに、今後の生徒指導上の課題を明確にした段階で終結とする。

- 2 重大な問題とまではいえない事案の場合は、第1項の取組みに準じる。単独で判断せず学年主任、生徒指導主事との報告、連絡、相談を前提とする。

第5章 その他

(校内組織)

第十一条 校務運営規程 第十一条第1項及び第2項の定めるところに従い、生徒指導部を設置するとともに、その部長を生徒指導主事とする。生徒指導部の組織及び分掌内容については、別途定める。

(教育相談)

第十二条 教育相談は、児童のもつ悩みや困難の解決を指導・援助し、社会生活に適応させ、より良い人格の形成を目指すこと。及び学校生活や社会生活への適応上の問題や悩み、不安に対する指導・援助を行うものである。

- 2 学校内の教育相談機関として校務運営規程第十四条により「ハート相談窓口」を設置する。
3 必要に応じて、スクールカウンセラーなど関係機関や専門家と連携して指導・援助を行う。

(本規定の周知)

第十三条 児童生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などの直接説明を行う。また、ホームページでの公開や学校便り等を通じて、周知を図る。